

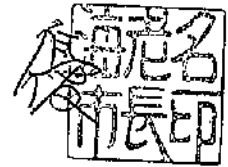


海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 8 月 1 日

海老名市長

内 野



海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和49年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「に拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置

されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。



海老名市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 8 月 1 日

海老名市長

内 務



海老名市規則第30号

海老名市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

海老名市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成８年規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「の前半に１回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、」を「１回以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



海老名市選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第4号の規定により次の者を選挙人名簿から抹消した。

1 抹消する者の数

公職選挙法第28条第4号該当者 1人

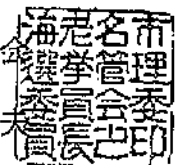
2 抹消した者の氏名、性別、生年月日及び住所

氏名	性別	生年月日	住所

令和7年8月1日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永江次夫



※詳細は、掲示場でご確認ください。